

損害保険産業における合併の歴史とその効果

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 姉崎, 正起子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17141

損害保険産業における合併の歴史とその効果

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

姉崎 正起子

The History and Effects of Mergers in the Japanese Non-Life Insurance Industry

ANEZAKI Makiko

Abstract

This paper examines the competitiveness and cost-effectiveness of the Japanese non-life insurance industry from the perspective of industrial organization, focusing on the effects of the restructuring and mergers in the industry initiated by enforcement of insurance business law and deregulation after the financial Big Bang. Because the Japanese non-life insurance industry is regulated by insurance business law and other related laws, this paper identifies the chronological transition of regulations before the enforcement of the insurance business law. It then estimates the competitiveness (Lerner Index) and cost efficiency to evaluate the effects of the 1996 business insurance law overhaul and the subsequent restructuring of the industry and mergers since 2001, which accelerated the deregulation and liberalization of financial markets during the Japanese version of the financial Big Bang. The result of the analysis shows that companies experienced positive effects in the first year after the merger; however, these positive effects flattened or deteriorated thereafter, and various issues surrounding the operation costs remained.

Key Words

Japanese non-life insurance industry, Mergers, Insurance business law

第1章 はじめに

第1節 課題

本論文の課題は、わが国の損害保険産業の規制の歴史の変遷と各損害保険会社の合併の歴史を明らかにし、その影響を評価することである。わが国の損害保険産業は、保険業法、その他関連法によって規制を受けている産業である。そこで、まず、保険業法公布以前からの規制の歴史の変遷を明らかにする。創成期の乱立による弊害から社会的混乱が発生し、取締法規の制定と監督制度の確立の必要性に迫られ保険業法が公布・施行されたが、その後も度々の法改正により規制は強化された。このように損害保険産業の歴史はまさに規制

強化の歴史である。また、経営不振や社会情勢の変化を受けて合併も数多く行われ、規制の歴史であるとともに合併の歴史であるともいえる。そこで各損害保険会社の合併の歴史を明らかにするが、特に、1996年の保険業法の全面改正、日本版金融ビッグバンによる規制緩和・自由化の進展により始まった2001年からの業界の再編ならびに合併の動きに焦点をあてる。これに関連して姉崎(2008)¹⁾では、標準的な不完全競争モデルを構築したうえで、直接的に市場成果(競争度及び費用効率性)を推定したが、本論文では、業界の再編ならびに合併の影響を評価するために、合併前後の競争度(ラーナー指数)及び費用効率性を合併企業ごとに明らかにする。

第2節 先行研究

損害保険産業の合併の効果を実証的に明らかにしている論文はほとんどない状態である。そこで、ここでは本論文の実証分析に関するそれ以外の研究についてサーベイする。

わが国における損害保険産業に関する(2000年以前の)代表的な実証分析としては、高尾(1987a²⁾, 1987b³⁾, 井口(1993)⁴⁾, 吉野・郭・沖田(1994)⁵⁾, 米山・宮下(2000)⁶⁾などが挙げられる。高尾(1987a)は平均費用関数を推定し、損害保険会社の多様化行動が経営成果に及ぼす影響を、生産の側面に注目して考察している。また、高尾(1987b)では、生産と双対関係にある費用の側面に焦点をあて、トランスログ費用関数を用いて範囲の経済性を検証している。さらに、井口(1993)は損害保険産業に対する規制緩和を進めるべきか否かに関する議論のための基礎的な材料を提供するという観点から、コブ・ダグラス型とトランスログ型の費用関数を推計し、損害保険産業には規模の経済性が存在することを明らかにしている。加えて、吉野・郭・沖田(1994)は、1970~1990年度の5年ごとのデータを用い、元受収入保険料と代理店数の間には規模の利益が存在することを明らかにしている。また、米山・宮下(2000)は、1969年から1997年までのパネルデータを構築し、集中度を計測するとともに、トランスログ型費用関数を推定し、バブル崩壊以前には規模の経済性の存在が確認されるものの、バブル崩壊以後に規模の経済性が消滅している可能性が高いことを明らかにしている。

海外においても、費用関数の推定は、規模の経済性が実現しているか否かという視点から研究が行われてきた。Allen(1974)⁷⁾はコブ・ダグラス型費用関数を用いて分析を行い、規模の経済性が最小規模企業群で存在するとしている。同様にコブ・ダグラス型費用関数を用いた研究には、Praetz(1976)⁸⁾, Johnson, Flanigan and Weisbart(1981)⁹⁾, Doherty(1981)¹⁰⁾, Cho(1998)¹¹⁾がある。Praetz(1976), Doherty(1981), Cho(1998)は、損害保険産業には規模の経済性が存在するとし、Johnson, Flani-

gan and Weisbart(1981)は、大規模企業群では存在するが、小規模企業群では存在しないとしている。また、Barrese and Nelson(1992)¹²⁾は、平均費用関数とコブ・ダグラス型費用関数を用いて分析し、規模の経済性が存在するとしている。Joskow(1973)¹³⁾は、様々な形態で存在する募集チャンネルをDW(Direct Writer)とIA(Independent Agency)とに大別し、2つの募集チャンネルの相対的な費用の比較を行い、DWを採用した企業のほうが、IAを採用した企業よりも費用率¹⁴⁾が低いとしている。

近年の研究では、柳瀬・石坂(2005)¹⁵⁾が、日本の損害保険会社の募集チャンネルにおける費用効率性を分析し、専属系チャンネルのほうが独立系チャンネルよりも費用率が低いという米国の先行研究で一貫して支持されてきた結論が、全般的に支持されないという検証結果を得ている。久保(2007)¹⁶⁾は生産関数を用いて保険料率の自由化が損害保険会社の経営効率性に与えた影響を計測し、保険料率自由化後、経営統合を進めた大手会社の効率性は大きく上昇しているが、中堅会社の場合には統合に伴って効率性はさほど上昇しておらず、企業格差は開いている、としている。

以上が損害保険産業に関する内外の主要な実証研究であるが、その数は数えるほどしかなく、内容も、規模の経済性や範囲の経済性の検証、費用効率性や経営効率性(技術効率性)の推定などに偏っている。本論文と同様に、産業組織論的観点から分析しているものは、米山・宮下(2000)であるが、その内容の大部分は費用関数に基づく規模の経済性の推定に関わるものであり、産業組織論的分析としては、集中度としてのシェア上位企業累積比率やハーフィンダール指数が計測されているにすぎない。損害保険産業の不完全競争モデルに基づく本格的な産業組織論的実証分析は内外ともに存在しない状況である。

こうした状況を踏まえ、本論文では、標準的な不完全競争モデルを想定し、トランスログ型費用関数及びコストシェア式、純保険料率を従属変数とした逆需要関数、推測的変動係数を伴った1階

の条件式からなる実証モデルを構築するとともに、この実証モデルをGMM (generalized method of moment)¹⁷⁾によって非線形同時推定し、その推定結果を用いて直接的に市場成果(ラーナー指数及び費用効率性)を推定する。その上で、業界の再編ならびに合併の影響を評価するために、合併前後のラーナー指数及び費用効率性を合併企業ごとに明らかにする。従来の産業組織論的分析では、ラーナー指数と費用効率性は同一のモデルの推定結果から同時に推定されることはほとんどなかったが、本論文ではそれを行っているところに最大の特徴がある。

第2章 損害保険産業の制度的変遷

日本における損害保険産業の歴史は規制強化の歴史である。創成期において保険会社が乱立し解散・倒産、不祥事件が多数発生し社会を混乱させたため、取締法規の制定と監督制度の確立が必要となり保険業法が公布・施行された。1996年の保険業法改正まで、この規制は維持されることになる。

第1節 保険業法施行以前～保険業法施行へ

日本の近代的な損害保険制度は、幕末から明治維新にかけて外国から入ってきた。当時、横浜において保税倉庫内に保管されている貨物に対して火災保険を付したものが嚆矢とされる。ただし、当時は外国保険会社を中心となっていて、1881年には横浜で保険業を営む外国保険会社は72社を数えた¹⁸⁾。1879年にわが国最初の保険会社、有限責任東京海上保険会社(現在の東京海上日動火災保険株式会社)が創立、貨物海上保険の営業を開始、1887年には最初の火災保険会社、有限責任東京火災保険会社(現在の株式会社損害保険ジャパン)が創立された。旧商法公布・施行以前は、保険会社の設立は一般の事業会社と同様に道府県知事の認可事項であり、保険会社に対する国家の監督・規制は行われていなかったことと、当時のわが国経済・産業・文化の急速な発展の波に乗った

ことから保険会社の設立が相次いだ。

1890年に旧商法が公布、1893年にその一部である会社法が施行されてから、保険会社はその設立等に関して国の監督を受けることとなったが、その監督は一般の事業会社と同様の法的規制が存在するだけであった。当時の会社法は、株式会社以外のものに関しては比較的寛大であったため、損害保険会社の設立が相次いだ。この濫設と料率競争、準備金の積立を行わないで高率の利益配当を行うなど不健全な経営のため経営悪化し、大部分の会社が設立後数年で経営破綻している。このため保険監督法の必要性が高まり、旧商法の施行延期期限であった1898年に保険法を含む旧商法が全面改正された。現在に至る保険監督法規における基本事項がこの段階で形成されたのである。

その後、単行法形式に再編纂されて、1900年保険業法が公布・施行された。保険業法は商法で規定されていた免許主義を継承しているが、株式会社だけでなく、相互会社によっても保険事業を行うことができることも定めた。保険業法が施行されるにあたり、当時の弱小損害保険会社の多くは整理または統合され、その結果、2,3社の新規参入はあったものの、濫設による弊害は抑えられることとなった。1912年に部分改正が行われたが、保険規制に関わる改訂としては、事業免許の申請に際して供託金を納付させることを決めたことと、監督官庁に提出される書類の中に財産利用方法書を追加したことが挙げられる。この改正により、保険業への参入が困難になるとともに、資産運用に関しても規制が強化されることとなった。その後、1927年、1933年にも部分改正が行われ、1939年に新しい保険業法に全面改正された。この保険業法が1995年に全面改正されるまで、半世紀以上にわたって保険規制の拠りどころとなった。

第2節 戦時体制～戦後の再建

1937年の日中戦争勃発以降、わが国産業のすべてを軍需生産に転換集中する政策が強力に推進し始められ、厳しい国家統制が始まることとなる。1941年12月8日に太平洋戦争が勃発し、商工省の

管轄であった保険事業は、金融統制の対象として大蔵省に移管され、以後、戦時体制化において国家統制を受けることとなった。大蔵省は保険業法施行規則を改正して手続きの簡素化を図り、また「損害保険国営再保険法」の一部改正を行ってその適用範囲を広げた。また同年12月に公布された「戦争保険臨時措置法」に基づいて、1942年1月より戦争保険が実施され、わが国損害保険会社を挙げて国土内の国営戦争保険業務を行うことになった。1942年10月には、4月に施行された金融統制団体令に基づいて日本損害保険協会は解散され、損害保険統制会が設立された。また、戦争が深刻化した1943年～1944年ごろ、監督当局の指示により、戦争遂行に協力するという理由のもとに、大規模な損害保険会社の整理統合が強化され、半数以下に減少した。

戦時中、損害保険統制会が発足し、損害保険業界は戦争遂行を目的とした国による指示統制下に置かれていたが、戦後GHQの指令によって実施された統制機構の排除措置により、損害保険統制会は1945年9月30日に解散した。業界では損害保険事業の再建と健全な発展を図るため、損害保険統制会に代わる業界中心機構の設立を急ぎ、1946年1月同業全社同意のもと、日本損害保険協会が設立された。当初任意団体として発足したが、1948年5月社団法人に改組された。

1947年7月の独占禁止法の制定により、保険料率協定が違法となったため、当時のアメリカの料率算定制度を範として、1948年7月29日に「損害保険料率団体に関する法律」(料団法)が公布・施行された。これを受けて損害保険料率算定会が設立され、料団法に基づく正当な行為は独占禁止法の適用除外とされた。当初会員会社には当該団体の算出した料率についての遵守義務(使用義務)がなかったが、1951年12月の料団法一部改正により遵守義務(使用義務)が課されることとなった。基本的にはこの体制が1998年まで続くことになる。

損害保険の募集については、従来これを取り締まる特定の法規はなかったが、戦後の募集秩序の乱れに基づき、1948年7月15日に「保険募集の取

締に関する法律」が公布・施行された。また、外国保険会社の営業活動が活発化してきたため、わが国損害保険事業の健全な運営を阻害することのないよう、1949年6月1日「外国保険事業者に関する法律」を公布・施行し、営業免許権と監督権の確立を図った。これにより、外国保険会社も基本的にはわが国損害保険各社と同じ法的規制の枠内で競争することになった。

第3節 高度成長期以降～規制緩和へ

1951年12月に料団法の改正と並行して保険業法の改正が行われたが、この改正の狙いは損害保険業における共同行為の必要性の要請と、独占禁止法をはじめとする各種反独占法規との調整を図ることにあった。この頃、わが国は戦後復興を終え新たな発展期を迎えており、保険会社は自動車保険をはじめ本格的に新商品の開発に取り組んだ時期である。改正以後、1996年の抜本改正まで保険業法は10数回にわたり改正されたが、その多くは他の法律の改正に伴うものであった。

1959年4月には「大蔵大臣の諮問に応じて、保険制度の改善その他保険行政に関する重要事項について調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べることを目的とする保険審議会が設置された。保険審議会では数年おきに答申をまとめている。これらの答申は保険業を取り巻く環境の変化に対応するために、(1) 保険経営の効率化促進、(2) 規制緩和による競争原理の導入、(3) 損害保険業における保険料率の適正化・弾力化、(4) 新種保険による消費者ニーズへの対応等を提言してきた。このうち、現実の保険行政において、かなりの部分にわたって実現したのは、経営効率化促進と新種保険の積極的導入であった。しかし、保険会社の経営が効率化されたとしても、その成果が価格競争を通じて消費者利益の増大に結びつかない限り、「保険経営の効率化促進」という保険審議会の提案は、単に保険会社の利益を増大させるだけである¹⁹⁾。

この後、論議されてきた保険関係法規の見直しは、1992年5月に総合部会への報告として「新し

い保険事業の在り方」がとりまとめられた。同年6月の第56回保険審議会総会において、この報告が了承され、大蔵大臣に答申として提出された。保険事業および制度についての抜本の見直しを目指した審議会答申の項目は多岐にわたっており、保険会社の業務範囲、保険商品の販売、保険経理・ディスクロージャー、保険会社形態、保険事業の監督のそれぞれについて提言がまとめられた²⁰⁾。保険関係法規の改訂が必要とされる理由は、顧客ニーズの多様化、金融の自由化・国際化、市場開放に伴う保険制度の国際的調和要請といった保険業を取り巻く環境は大きく変化しており、半世紀以上に制定された保険業法では対応できなくなってきたことである。現行法規の下での行政指導では十分な対応が困難になったと行政当局が判断し、抜本的改革が検討されることとなった。保険業法の56年ぶりの全面改正、日本版金融ビッグバンと、規制の枠組みは大きく変化していく。

第4節 金融ビッグバンによる規制改革と保険業法改正

新保険業法による改革が進むなかで、新たな二つの改革が行われることになる。一つは、1996年11月に橋本内閣総理大臣から提唱された金融システム改革構想、いわゆる「日本版金融ビッグバン」である。「フリー・フェア・グローバル」の三原則のもとに、21世紀を迎える2001年までに不良債権処理を終えるとともに、わが国の金融市場がニューヨーク・ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指す旨の宣言がなされ、わが国の金融システム改革が始動した。もう一つは、1996年12月の日米保険協議決着である。規制維持と規制緩和をめぐる難航していた日米保険協議会は、ビッグバンによって一挙に決着したのである。段階的に進める予定であった損害保険の自由化・規制緩和は、日米保険協議という外圧とビッグバンによって、抜本的改革を強いられることとなった。

日米保険協議会は、1993年7月、日米共同声明（日米包括経済協議）がまとめられ、「規制緩和・

競争」の五つのバスケットのなかで、保険は、政府調達、自動車・自動車部品とともに優先三分野として取り上げられたことからスタートした。協議にあたり米国は、事前に日本の保険市場の閉鎖性、成長性、政府規制について調査しており、自由化・規制緩和、市場開放の一分野として、保険をターゲットに据え、日本市場の開放、日本市場への米国企業の参入、また既存米国企業の権益確保を長期的スタンスによって求めてきたのである。主な要求は、系列問題を除き、1992年の保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」に盛り込まれている規制緩和にかかわるものである。

以降、日米間で16回の協議を経て1994年10月に日米保険交渉が決着した。日本側の実施する措置の大半は、1992年の保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」と1994年の報告書「保険業法等の改正について」で方向は示されており、これらを踏まえて保険業法は全面改正され、1995年成立・公布、1996年に施行されることとなった。

改正された保険業法の目的は、規制緩和・自由化により競争を促進し、事業の効率化を図ること、保険契約者等の保護の観点から保険事業の健全性を確保すること、公正な事業運営を確保することであり、主な内容は、①規制緩和・自由化、②保険事業の健全性の維持、③構成事業運営の確保、④その他、独占禁止法の適用除外の見直し等である。保険業法の改正は、市場・消費者を原点に行政指導による規制・競争制限から市場原理の導入によって競争を促進し、また経営の多様化を促し、損害保険業の構造転換を迫ってはいるが、この時点では多くの課題を残している。金融業態間の参入について、銀行・証券と保険会社との子会社方式による相互参入は見送られ、保険業の改革は保険業界内に限定された。また、経営危機対応制度は整備されたが十分なものとはいえなかった。また、保険業法は保険業法施行令および保険業法施行規則の制定によって、解釈や行政の運用に委ねられている部分も多く、不透明な部分を残しており、透明性の高い運用と市場原理に基づく運用が求められる。

新保険業法の施行を控えた1995年末、米国政府は在日保険子会社の第三分野への参入を認める以前に、主要分野（第一分野・第二分野）での規制緩和を行うことが、1994年10月に合意した日米保険協議会のポイントであるとし、自由化・市場開放を求めてきた。また、米国企業の権益確保のため、日本社の第三分野への参入阻止を求め、一方的に日本の譲歩を求めてきたのである。さらに1996年1月の日米外相会談で「保険」を日米経済問題の重点四課題の一つにすることを提案、早期に解決するように要請してきたが、実務者レベルでの頻繁な協議でも合意に至らず、8月には一旦交渉は打ち切られた。この協議は、米国会社の第三分野の権益擁護を動機として始まったといわれている。米国側は主要分野では自由化・規制緩和という国際基準に基づいた主張を行い、第三分野では既得権益を守るため規制を持続するという異なった基準に基づいた主張を行った。一方、日本側は主要分野では料率規制、カルテル保険料率の維持、第三分野では規制緩和・自由化という主張を行った。日米双方が、それぞれ異なった基準に基づく規制維持と自由化・規制緩和を主張するため、協議は継続されたが進展はみられなかった。米国が「通商法301条」に基づく制裁措置をほのめかすなど協議は難航したが、こうした状況を一変させたのが、橋本首相が1996年11月11日に提唱した、日本版「金融ビッグバン」の構想であった。日本の金融市場を市場原理の働くフリーで、透明で信頼できるフェアな、国際的基準に合致したグローバルな市場に改革するというものである。金融ビッグバン構想を受けて、最終交渉期限の12月15日を目前にした12月7日、三塚大蔵大臣が「算定会料率について料率の使用義務を撤廃する等の抜本的な改革を行う」と提案し、日米保険協議会は決着に至った。日米保険協議会の決着を受けて、カルテル料率を許容していた「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）が算定会料率の使用義務（遵守義務）を廃止する形で改正され、1998年7月に施行された。算定会料率の廃止は、新保険業法・省政令の再改正、損害保険料率算出団体

法の改正、独占禁止法の適用除外廃止の措置を伴う。算定会料率・カルテル料率は戦後の損害保険業を支えてきた基本的枠組みであり、算定会料率の撤廃は損害保険業にとって、まさに「ビッグバン」であった。

第5節 ビッグバン以降の動向

1996年11月の金融ビッグバン構想の提唱と1997年6月の保険審議会報告を受けて、1998年6月金融システム改革法が成立した。内容は①算定会制度の見直し、②支払保証制度の創設、③業態間の相互参入、④業務範囲の拡大、⑤早期是正措置の導入等である。

1998年7月に「損害保険料率団体に関する法律」の改正が行われ、算定会料率の使用義務が廃止されたのである。その結果、料率算定会は、①任意自動車保険、火災保険、傷害保険については、使用義務のない標準的約款および参考純率を作成・算出する、②自動車賠償責任保険および地震保険については、基準料率を算出することとなった。さらに、料率算定会は、情報提供機関としてデータバンク機能を担うことが示された。規制緩和の流れを受け、この後2002年7月から、損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会は統合し、損害保険料率算出機構となっている。

2000年6月には、さらに保険業法が改正され、銀行等による保険販売の解禁や保険会社の倒産法制の整備が決定された。これを受け金融庁は2000年12月に、住宅ローン関連の長期火災保険（専用住宅）、債務返済支援保険（専用住宅）、海外旅行傷害保険を2001年4月からの銀行による販売対象商品として認め、部分的ではあるが、銀行による保険商品の窓販が解禁された。この後、窓販の対象種目は2002年10月、2005年12月と拡大され、さらに2007年12月には、全種目が解禁となった。

保険業法が改正され、規制緩和・自由化が進むなか、混乱を避けるために採られた激変緩和措置が次々と終了する。2000年6月には算定会料率の経過措置が終了、2001年1月には子会社の第三分野への参入規制が撤廃され、さらに同年7月には

本体の第三分野への参入規制が撤廃された。規制緩和・自由化は進むが、同時に保険契約者保護機構の経過措置も終了し、保険契約者は自己責任の原則により、自らの利益を守らなくてはならないようになった。2001年4月に施行された「消費者契約法」と「金融商品の販売に関する法律」は、保険会社と保険契約者との間の公正な取引を可能とし、契約者の保護を図ることを目的としている。消費者契約法は、消費者が事業者と商品・サービス購入の契約を取り交わす際の、両者の間の情報量や交渉力の格差から、消費者が不利な契約を強いられることを回避することを目的としている。金融商品の販売に関する法律は、金融商品の販売の際に、販売業者が十分な説明をしなかったことによって発生した購入者の損害について、販売業者の行動を不法行為と見なして販売業者に対する損害賠償を明記するものである。

これらの法律により、企業は倫理性が問われることとなり、コンプライアンス教育がより一層必要となってくる。消費者は一定範囲内での消費者行動は保護されるが、それ以外の規定されていない問題については、自ら対処しなければならない。自己責任原則が強く求められるのである。

その後2003年1月には、金融機関がテロリストなどの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的として、「金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律」が施行された。2005年4月には「個人情報保護法」が全面施行されたが、これは、個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報取扱事業者に遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。また、窓販の解禁にあたり、銀行が融資者としての影響力に基づいて保険購入を迫る「圧力販売」が最大の問題とされていたが、2005年7月の保険業法施行規則の改正により、銀行等が融資先企業やその経営者に保険を販売することを禁止した。従業員への販売も、従業員50人以下の中小企業については特例を除き認めないこととしている。

2006年4月の保険業法改正では、契約者保護制度の見直し、小額短期保険業の制度化が決定された。損害保険における契約者保護制度が改正され、引受け保険会社が破綻した場合、自動車・火災保険等については、90%を補償する従来の制度から、破綻後3ヶ月は保険金が全額補償される仕組みに変更された。もう一つの重要な改正は、無許可共済への保険業法の原則適用と小額短期保険業者の特例の創設である。これまで法令による規制が及ばなかった制度に対して、保険業における規制と同種の規制がなされることとなった。2006年の保険業法改正により、契約者の利便性を高めつつ保護を図る枠組みがさらに改善された。しかし、社会経済制度の発展、国際化の動きはきわめて早く、それらの環境の変化に迅速にかつ適切に対応していくために、保険業法をはじめ保険業に関する法律の継続的な見直しが必要といえる。

第3章 損害保険会社合併の歴史

損害保険産業の歴史は規制強化の歴史であるといえる。保険規制は損害保険産業の創成期に保険会社が乱立し、解散・倒産、不祥事件による免許取消等により社会的な弊害が発生したことにより制定された。また、経営不振のための合併や統制による合併も数多く行われた。このため、損害保険産業の歴史は規制の歴史であるとともに、合併の歴史であるともいえる。2006年9月1日現在、日本国内で損害保険業を営む国内損害保険会社は26社（元受及び再保険業23社、再保険専業3社）であるが、このうち上場企業についての沿革（合併の歴史）は次のとおりである。

(a) 東京海上日動火災保険株式会社

2002年4月に、東京海上火災保険・日動火災海上保険によって設立された保険持株会社「ミレアホールディングス」の傘下に両社並列していたが、2004年10月に合併し、東京海上日動火災保険と商号変更した。東京海上火災保険は、1879年創業のわが国最初の海上保険会社、東京海上保険を前身としている。1918年に東京海上火災保険に商

号変更。1944年に、1891年設立の明治火災保険と1919年設立の三菱海上火災とともに解散、新設合併して東京海上火災保険となった。

日動火災海上保険は、1898年設立された東京物品火災保険が前身である。月掛保険の専門会社として逐年隆盛を重ねていた。1914年に日本動産火災保険に商号変更。1944年に、1911年設立の東邦火災保険を合併。1946年に日動火災海上保険と商号変更した。

東京海上火災保険は、ほとんどの種目で業界第1位の地位にあり、日動火災海上保険は「動産三社」²⁰⁾と言われ、火災保険では大手に匹敵する規模を持っていた。2004年9月にかねてより資本関係にあった日新火災海上保険がミレアホールディングスの子会社になり、損害保険事業では国内第1位の地位を堅持している。

(b) 三井住友海上火災保険株式会社

2001年10月に、三井海上火災保険と住友海上火災の合併により発足した。三井海上火災保険は1918年、三井物産(株)を中心として、各界の広い支持のもとに大正海上火災保険として設立された。三井財閥を背景として急速に拡大し、特に企業分野に強固な地盤を築いた。1941年に新日本火災社、1944年に三井火災社を合併。1991年に社名を三井海上火災保険に変更した。

住友海上火災は前身の会社が二社あり、一つは1893年、関西の銅業、貿易関係の有志により大阪火災として設立された。その後1899年に大阪火災火災保険に商号変更、1907年に大阪火災海上運送に商号変更した。1916年に大阪商船グループの傘下に入り、大阪海上火災となる。1942年に、1919年設立の摂津海上を合併する。もう一つの前身会社である扶桑海上は1917年に設立された。1920年に扶桑海上火災に商号変更、1940年に住友に経営が移って住友海上火災と商号変更する。両社は1944年に合併し、大阪住友海上火災保険として発足するが、その後1954年住友海上火災保険と社名を変更する。

(c) 損害保険ジャパン

2002年7月に、安田火災海上保険と日産火災海

上保険が合併して発足した。その後、会社更生法により再建手続き中であった大成火災海上を合併した。安田火災海上保険は、1887年にわが国最初の火災保険会社である東京火災保険として設立された。その後1941年に、1919年設立の太平火災を合併、1920年に東洋火災保険を合併する。1944年に、1893年設立の帝国海上保険（1943年に第一火災海上を合併）と1908年設立の第一機織保険（1930年に商号変更。設立時は第一機関汽織保険）、三社が解散合併し安田火災海上保険を設立した。また、2002年4月には、1996年第一生命の子会社として設立された第一ライフ損保を合併している。

日産火災海上保険は、1911年にわが国最初の傷害保険専門会社として設立された、日本傷害保険が前身である。1919年に日本傷害火災海上、1922年に中央火災傷害、1936年に中央火災海上傷害と商号変更する。1937年に日産グループに入り、日産火災海上保険と商号変更した。その後、1938年に昭和火災（1921年設立時、大洋火災）、1944年に太平洋火災（1919年設立）を合併した。

大成火災海上保険は、1920年に台湾で設立された特異な会社であった。終戦により台湾本社が接収され、外地会社の指定を受ける。1950年、政令291号に基づき、資産負債を継承して新会社を設立。古河グループとの提携を強化して積極的経営を展開していたが、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロに起因する海外再保険取引で、多額の保険金支払いが生じ、同年11月に会社更生手続法を申請し、経営破綻した。

(d) あいおい損害保険株式会社

2001年4月に、大東京火災海上保険と千代田火災海上保険が合併して発足した。大東京火災海上は、1918年に簡易火災保険を扱う東京動産火災として設立された。「動産三社」の一社である。1944年に姉妹会社である東神火災保険（1920年設立）を吸収合併し、大東京火災保険と社名を変更した。その後1949年に大東京火災海上保険に社名変更する。

千代田火災海上は、1945年に大倉火災海上と千代田火災海上が対等合併して大倉千代田火災海上

が設立され、1946年千代田火災海上保険に社名変更している。前身である大倉火災海上は1944年に、富国火災海上(1897年設立時、小樽貨物火災保険)と大倉火災海上が合併した会社である。もう一つの前身である千代田火災海上は、1913年に千代田火災として設立され、1942年千歳火災海上を吸収合併して千代田火災海上と社名変更した。1959年には、企業物件の拡大を目指して、トヨタ自動車・東海銀行をはじめとする中京財界と提携している。自動車整備工場のチャンネルに強みを持っていた大東京火災海上保険と、トヨタ自動車との関係が深い千代田火災海上保険が合併したために、自動車保険のウェイトが高い。

(e) 日本興亜損害保険株式会社

2001年4月に、日本火災海上保険と興亜火災海上保険が合併して発足。さらに2002年4月に太陽火災海上保険と合併した。日本火災海上保険は、1944年に旧日本火災と旧日本海上が解散のうえ合併して設立された。旧日本火災は1892年、関西の財界有力者によって大阪に設立され、1906年に川崎系の日本酒造火災と合併、さらに1906年に帝国火災を合併している。一方旧日本海上は1896年、関西の有力海運業者が中心となって大阪に設立された。

興亜火災海上保険は、1944年に尼崎海上、辰馬海上、大北海上、神国海上の4社が合併し、興亜海上火災運用保険として大阪に設立された。その後、1954年に興亜火災会場保険に改称した。尼崎海上は、1918年に大阪の海運業者が中心となって中外海上として大阪に設立され、1931年に尼崎海上に社名変更した。辰馬海上は、酒造家・辰馬本家が中心となって、1919年に兵庫県西宮に設立された。大北海上は、1920年に北海道の財界や北海道拓殖銀行などの協力で大樽に設立され、1923年に日本通運の前身である内国通運に経営権が移った。神国海上は、1921年海運業者・岸本家によって大阪に設立された。

太陽火災海上保険は、1951年に大倉財閥をバックに東京で設立された。1952年以降、大正海上(現三井住友海上)から経営全般について指導援助を

受け業務範囲を拡大した。合併後2004年7月には、明治安田生命の子会社であった、インターネット専門の損害保険会社「安田ライフダイレクト」(現そんぼ24)の株式を取得し、子会社とした。

(f) ニッセイ同和損害保険株式会社

2001年4月に、同和火災海上保険とニッセイ損害保険が合併して発足した。同和火災海上保険は、1944年に神戸海上火災(1907年設立)、共同火災海上(1906年設立)、朝日海上火災(1918年設立)、横浜火災海上(1897年設立)の4社が対等条件で合併し、大阪に設立された。

ニッセイ損害保険は、生損保の相互参入が認められた1996年8月に、日本生命保険相互会社の100%子会社として設立され、同年10月より営業を開始した。

(g) 富士火災海上保険株式会社

富士火災海上保険は、1918年に簡易火災保険を専業として関西の有力財界人によって設立された日本簡易保険が前身である。旧日動火災、旧大東京火災とともに「動産三社」と言われた。1941年に常盤簡易火災保険を吸収合併し、その後、普通火災・海上・運送などの一般保険事業を営むようになった。1949年に現社名に変更。2002年2月には信用力強化と強固な経営体質の実現を目的として、米国の大手保険会社であるAIGグループとオリックス両社による資本参加と経営参画について基本合意し、同年3月に出資契約を締結している。

(h) 日新火災海上保険株式会社

日新火災海上保険は、1908年帝国帆船海上保険として東京で設立された。1910年に社名を東洋海上保険に改称。1942年には東明火災海上保険を合併。さらに翌1943年、豊国火災保険と福寿火災保険の両社と合併し、日新火災海上保険と改称する。2003年に東京海上火災保険と業務提携および資本提携。その後2006年5月にミレアホールディングスとの経営統合に合意し、同9月に子会社となった。東京海上日動火災保険とは合併せず、ミレアホールディングスの傘下で並列している。

以上が各社の沿革であるが、各社とも明治〜大

正期に合併、改称を繰り返し、1941年～1945年にも合併が相次いでいる。明治～大正期の合併は、損害保険産業の創成期における混乱の結果であり、1941年～1945年にかけての合併は、第二次世界大戦時の統制下において、損害保険会社の整理統合が進んだものであると思われる。また、2001年以降の合併は、新保険業法の施行・金融ビッグバンによって規制緩和・自由化が進んだ後の業界再編である。

戦後、損害保険産業は護送船団行政によって競争が制限されており、最も経営パフォーマンスの悪い会社も経営破綻に陥ることのないように保護されていた。バブル経済崩壊時において、為替差損の発生・保有有価証券の含み益の減少・逆ザヤの発生により、生命保険会社は多数の経営破綻が起こったが、損害保険会社の破綻は長期契約が多かった第一火災海上のみである。また、戦後の損害保険会社の経営破綻は、第一火災海上と、海外再保険取引で破綻した大成火災海上の2社のみであった。

護送船団行政に守られ、バブル崩壊の影響もあまり受けなかった損害保険会社が2001年以降相次いで再編・合併を行ったのは、規制緩和・自由化が急速に進み、他業態や外資の参入、業界の垣根を越えた提携や合弁会社設立等の構造的な変化、それに加えて保険料率の自由化が大きな契機となったためである。すなわち損害保険市場は、社会保障制度の改革、経済成長率の長期低迷等、外部環境の悪化に伴って伸び悩んでおり、自由化により価格競争が起こった場合、それに耐えるスケールを確保することが必要となる。また、保険産業は多数の法則を数理的・技術的基礎とする産業であるが、この法則を有効に働かせるには契約者数は多ければ多いほどよく、合併によって契約者数が増加すればそれだけ経営安定化に資すると考えられる。さらに商品・事務・システムの集約統合や、営業拠点の統合などインフラ統合を進めて経費を削減することで経営効率化を図ることも、合併の重要な目的の一つである。

しかし、実際に合併により効率化が促進された

のであろうか？直近の合併である東京海上日動火災保険は、合併後3年（データ上は2年）経っており、2001年4月に合併した、あいおい損害保険・日本興亜損害保険・ニッセイ同和損害保険は、合併後すでに6年（データ上は5年）経っている。次章では、こうした問題意識に基づいて、合併した損害保険会社の競争度・費用効率性を推定することにより、合併が、損害保険会社の思惑通りに市場成果を改善することに寄与したのか検証する。

第4章 損害保険会社の競争度及び費用効率性と合併

損害保険産業の市場成果を直接的に推定するために、まず、標準的な不完全競争モデルを想定し、トランスログ型関数及びコストシェア式、純保険料率を従属変数とした逆需要関数、推測的変動係数を伴った1階の条件式からなる実証モデルを構築した。次に、この実証モデルをGMMによって非線形同時推定し、その結果を用いて競争度（ラーナー指数）及び費用効率性を推定した²⁾。

第1節 各損害保険企業の推定結果

業界の再編並びに合併の影響を評価するために、合併前後のラーナー指数及び費用効率性を合併企業ごとに明らかにした。合併前と合併後のラーナー指数及び費用効率性の平均値は（表1）のとおりである。東京海上日動の合併前のラーナー指数の値は0.045653、費用効率性は0.63997であるが、合併後はラーナー指数が0.024057、費用効率性が0.48763とそれぞれ下がっており、合併の効果は現れていない。損保ジャパンは、合併前のラーナー指数の値が0.038215、費用効率性が0.41560で、合併後はラーナー指数が0.054950、費用効率性が0.43061と上がっており、わずかではあるが合併の効果が見れている。三井住友のラーナー指数は合併前が0.045671であるが、合併後は-0.043885と大きく下がっており、費用効率性も0.51219から0.4110と下がっている。日本興亜もラーナー指数が合併前の0.045433から合併後が-0.078330と

表1. 合併の効果 (1)

	合併前	合併後
●東京海上と日動の合併 (東京海上日動)		
純保険料率	0.00022131	0.00010814
限界費用	0.00020942	0.00010508
ラーナー指数	0.045653	0.024057
費用効率性	0.63997	0.48763
保険金額シェア	0.15259	0.34223
●安田・日産・大成の合併 (損保ジャパン)		
純保険料率	0.00024128	0.00014743
限界費用	0.00023078	0.00013833
ラーナー指数	0.038215	0.054950
費用効率性	0.41560	0.43061
保険金額シェア	0.071168	0.22553
●三井と住友の合併 (三井住友)		
純保険料率	0.00021999	0.00016110
限界費用	0.00020920	0.00016565
ラーナー指数	0.045671	-0.043885
費用効率性	0.51219	0.41110
保険金額シェア	0.085689	0.16375
●日本と興亜の合併 (日本興亜)		
純保険料率	0.00022901	0.00021009
限界費用	0.00021887	0.00022347
ラーナー指数	0.045433	-0.078330
費用効率性	0.42795	0.33046
保険金額シェア	0.052218	0.075483
●同和とニッセイの合併 (ニッセイ同和)		
純保険料率	0.00019985	0.00016229
限界費用	0.00020769	0.00015032
ラーナー指数	-0.037455	0.065069
費用効率性	0.39287	0.43035
保険金額シェア	0.038232	0.048815
●大東京と千代田の合併 (あいおい)		
純保険料率	0.00027811	0.00025198
限界費用	0.00027427	0.00019770
ラーナー指数	0.025061	0.21478
費用効率性	0.33396	0.35186
保険金額シェア	0.046477	0.095817

注) 1. 数値は合併前と合併後のそれぞれの平均値である。

2. (ニッセイ同和)の合併前の数値は同和のみの値である。ニッセイは上場しておらず、使用データに含まれていない。

大きく下がっている。費用効率性も0.42795から0.33046に下がっており、やはり合併の効果は現れていない。ニッセイ同和はラーナー指数が合併前の-0.037455から合併後0.065069と大きく上昇し、費用効率性も0.39287から0.43035と改善されている。ニッセイ同和は合併の効果が大きく現れているように見えるが、合併前のニッセイのデータがなく、正確な結果と言えないかもしれない。あいおいはラーナー指数が0.025061から0.21478に上昇し、費用効率性も0.33396から0.35186に上昇、合併の効果が現れている。

以上が合併企業の合併前と合併後の効果を平均値で表した結果である。しかし、各企業の合併の時期が異なるため、平均値だけではなく、企業ごとに合併後の経過年数で評価したが²³⁾その結果は

表2. 合併の効果 (2)

	合併前	合併後1年	合併後2年	合併後3年	合併後4年	合併後5年
●東京海上と日動の合併 (東京海上日動)						
純保険料率	0.03022131	0.00011475	0.00010150	-	-	-
限界費用	0.03020942	0.00010407	0.00010608	-	-	-
ラーナー指数	0.045653	0.059328	-0.045144	-	-	-
費用効率性	0.63997	0.51969	0.45557	-	-	-
保険金額シェア	0.13259	0.32889	0.35535	-	-	-
●安田・日産・大成の合併 (損保ジャパン)						
純保険料率	0.03021128	0.00013835	0.00015676	0.00014573	0.00012887	-
限界費用	0.03023078	0.00013293	0.00011134	0.00014054	0.00013849	-
ラーナー指数	0.038215	0.16052	0.058334	0.035640	-0.074589	-
費用効率性	0.41560	0.51930	0.45585	0.39502	0.34825	-
保険金額シェア	0.071168	0.23008	0.22887	0.22472	0.21741	-
●三井と住友の合併 (三井住友)						
純保険料率	0.03021999	0.00012985	0.00015799	0.00016530	0.00015460	0.00013672
限界費用	0.03020920	0.00014271	0.00015315	0.00016859	0.00017325	0.00018046
ラーナー指数	0.045671	0.20657	0.028857	-0.014320	-0.12051	-0.31593
費用効率性	0.51219	0.54445	0.47045	0.40392	0.34458	0.29208
保険金額シェア	0.085689	0.17586	0.15991	0.13519	0.16004	0.15376
●日本と興亜の合併 (日本興亜)						
純保険料率	0.03022901	0.00023435	0.00021909	0.00021689	0.00021031	0.00017830
限界費用	0.03021887	0.00020580	0.00021611	0.00022307	0.00023107	0.00024120
ラーナー指数	0.045433	0.12261	0.013556	-0.028498	-0.14603	-0.33332
費用効率性	0.42795	0.42233	0.37204	0.32517	0.28461	0.24715
保険金額シェア	0.052218	0.084736	0.077676	0.075316	0.073459	0.069230
●同和とニッセイの合併 (ニッセイ同和)						
純保険料率	0.03019985	0.00018119	0.00016924	0.00016753	0.00015575	0.00013772
限界費用	0.03025769	0.00015305	0.00014489	0.00014958	0.00015064	0.00015314
ラーナー指数	-0.037455	0.15823	0.14385	0.10536	0.032785	-0.11191
費用効率性	0.39287	0.51306	0.46981	0.42758	0.38832	0.35149
保険金額シェア	0.038232	0.042220	0.047865	0.051173	0.050023	0.051595
●大東京と千代田の合併 (あいおい)						
純保険料率	0.03027811	0.00026133	0.00026277	0.00026013	0.00024183	0.00021355
限界費用	0.03027427	0.00022361	0.00021172	0.00019354	0.00018465	0.00017452
ラーナー指数	0.025061	0.20500	0.19428	0.25550	0.23645	0.18250
費用効率性	0.33396	0.39442	0.37152	0.35031	0.33064	0.31240
保険金額シェア	0.046477	0.091591	0.091050	0.10226	0.095046	0.094195

注) 1. 合併前の数値は平均値である。

2. 同和とニッセイの合併 (ニッセイ同和)の合併前の数値は同和のみの値である。ニッセイは上場しておらず、使用データに含まれていない。

(表2)のとおりである。

(a) 東京海上・日動火災の合併 (東京海上日動火災)

合併前と合併後1年目(2004年度)を比較すると、純保険料率が0.00022131から0.00011478に下がっており、限界費用も0.00020942から0.00010407に下がった。そのためラーナー指数は上がっているが費用効率性は下がっており、合併の効果は現れていると思われる。また、2年目(2005年度)は純保険料率が0.00010150に下がったにもかかわらず、限界費用が0.00010608と上がったため、ラーナー指数はマイナスとなり、費用効率性は下がっている。2年目には合併の効果が現れていない。

(b) 安田火災・日産火災・大成火災の合併 (損害

保険ジャパン)

合併後1年目(2002年度)は純保険料率が0.00024128から0.00015835に下がり、限界費用が0.00023078から0.00013293に大きく下がったため、ラーナー指数は0.038215から0.16052と大きく上昇しており、費用効率性は0.41560から0.51930と改善され1年目は合併の効果があったと思われる。2年目以降、純保険料率は年々下がっているものの、限界費用がほとんど変わらず横ばい状態のため、ラーナー指数は年々下がり3年目(2004年度)には0.035640と合併前よりも小さくなっている。さらに4年目(2005年度)にはマイナスとなっており、合併の効果は見られない。費用効率性も年々下がっており、ラーナー指数と同様、3年目(2004年度)には0.39902と合併前よりも小さくなっている。5年目(2005年度)はさらに下がり、2年目以降合併の効果は現れていない。

(c) 三井海上・住友海上の合併(三井住友海上火災)

合併後1年目(2001年度)は純保険料率が0.00021999から0.00017986に下がったが、限界費用も0.00020920から0.00014271に大きく下がったので、ラーナー指数が0.045671から0.20657と大きく上昇した。費用効率性0.51219から0.54445に改善され合併の効果が現れている。しかし、2年目以降純保険料率は年々下がっているが限界費用は年々上昇しているため、ラーナー指数は年々下がり特に3年目は-0.014320と大きく下がっている。その後も下がり続け合併の効果は見られない。費用効率性は合併後1年目で改善されただけであり、2年目(2002年度)ですでに合併前よりも小さくなっている。さらに毎年下がり続け、合併5年後(2005年度)には0.29208となっており、やはり2年目以降合併の効果は見られない。

(d) 日本火災・興亜火災の合併(日本興亜火災)

合併後1年目(2001年度)は純保険料率が0.00022901から0.00023456に上昇し、限界費用が0.00021887から0.00020580に下がった。このためラーナー指数は0.045433から0.12261に上昇したが、費用効率性は0.42795から0.42233とわずかだ

が下がっている。費用効率性は改善されていないものの、ラーナー指数は上昇しているため、合併の効果は少しではあるが、現れているのではないかと思われる。2年目以降、純保険料率は少しずつではあるが、下がっているのに対し、限界費用は年々上昇しているため、ラーナー指数は年々下がっている。また費用効率性は合併前よりも改善された年度がなく、年々下がっており、合併の効果は現れていないが、特に費用面の課題が大きいのではないかと推測される。

(e) 同和火災・ニッセイ損保の合併(ニッセイ同和)

合併後1年目(2001年度)は純保険料率が0.00019985から0.00018119と下がったが、限界費用が0.00020769から0.00015306と大きく下がったため、ラーナー指数は-0.037455から0.15523と大きく上昇した。費用効率性も0.39287から0.51396と大きく改善し、合併の効果が大きく現れている。しかし、ニッセイ同和の場合、合併前の数値は同和火災のみの値であるため、ニッセイのデータも使用した場合、他社と比較して非常に大きく改善したとは言えないかもしれない。2年目以降、純保険料率は年々下がるものの、費用効率性はほぼ横ばいの状態が続いているため、ラーナー指数は年々下がり、合併後5年目(2005年度)には-0.11191と合併前よりも小さくなっている。費用効率性も年々下がっているが合併後4年目(2004年度)に合併前よりも小さくなっている。ここでも合併の効果はあまり現れているとは言えない。

(d) 大東京火災・千代田火災の合併(あいおい損保)

合併後1年目は純保険料率が0.00027811から0.00028133と少し上昇しているものの、限界費用が0.00027427から0.00023364と大きく下がったため、ラーナー指数は上昇し、費用効率性も改善しており合併の効果が現れている。2年目、純保険料率、限界費用ともに下がっているためラーナー指数は下がり費用効率性も0.39442から0.37152と下がっているが、合併前(0.33396)よりは改善

されている。3年目は純保険料率の下降よりも限界費用の下降のほうが大きかったためラーナー指数は上昇している。費用効率性は2年目よりもさらに下がっているが、ラーナー指数の上昇があるため合併の効果が現れているのではないと思われる。その後ラーナー指数は年々下がり、費用効率性も年々下がっており、合併後4年目(2004年度)に合併前とほぼ同じ数値となり、5年目(2005年度)には合併前よりも小さくなっている。

第2節 合併の効果

以上を総括すると、合併した企業は、平均値では効果が現れている企業があるものの、各企業の経過年数ごとに評価した結果では、合併後1年目は効果が現れているものの、その後は横ばいか、または悪くなっている。1年目は店舗や職員、代理店の統合・整理が行われ費用の削減につながったと思われるが、2年目以降はそれ以上の効果は認められない。合併前後の平均値で効果が現れた企業は、合併1年目の数値が大きかったためと思われる。

1983年度から2005年度の各年度の純保険料率と限界費用(いずれも産業平均)の推移とラーナー指数の推移の分析や、分析対象期間(1983年度～2005年度)を5つに時期区分し、費用効率性の推定結果(産業平均)を区分された時期ごとに明らかにした結果でも合併の効果があまり現れておらず、費用面での課題が残っていることが示唆された²⁴⁾。それを裏付けるように各合併企業の推定結果をみても、同じように費用面での問題が残ることが明らかになった。ただし、合併後最長の企業でも5年間のデータしかなく、この結果を断定できるものではない。今後さらに継続して研究を進めていく必要がある。

第5章 むすび

本論文では、わが国の損害保険産業の規制の歴史の変遷と各損害保険会社の合併の歴史を明らかにし、その影響を検証した。損害保険産業は、保

険業法、その他関連法によって規制を受けている産業であることを踏まえ、まず、保険業法公布以前からの規制の歴史の変遷を述べた。創成期の乱立による社会的弊害から取締法規の制定と監督制度の確立が必要となり、保険業法が公布・施行されたが、その後も度々の法改正により規制は強化されてきた。経営不振や社会情勢の影響により合併も数多く行われ、損害保険産業の歴史は規制の歴史であるとともに合併の歴史でもあった。戦後も算定会料率の使用義務等、規制は維持された。1996年の日本版金融ビッグバン宣言、日米保険協議会の決着により、規制の枠組みは大きく変化し、規制緩和・自由化が急速に進んだ。そんななか、他業態や外資の参入、業界の垣根を越えた提携や合弁会社設立等の構造的な変化、保険料率自由化が大きな契機となり、2001年より合併を通して業界の再編が行われることとなった。本論文では、各損害保険会社の合併の歴史を述べたが、特にこの規制緩和以降の合併に焦点をあてた。

姉崎(2008)では、合併による市場成果を直接的に評価するために、標準的な不完全競争モデルを想定し、トランスログ型費用関数及びコストシェア式、純保険料率を従属変数とした逆需要関数、推測的変動係数を伴った1階の条件式からなる実証モデルを構築した。次に、この実証モデルをGMMによって非線形同時推定し、その結果を用いて競争度(ラーナー指数)及び費用効率性を推定した。この結果に基づき、ラーナー指数及び費用効率性の結果を合併した企業ごとに見てみると、合併後1年目は限界費用の低下により、すべての企業のラーナー指数が上昇し、費用効率性については約67%の企業で改善され合併の効果が現れている。しかし、2年目以降は横ばいか悪化しており、収益を上げるためにはさらなる経営努力が必要であることを示唆している。

本論文は、伝統的産業組織論の観点から損害保険産業を分析することを目的としていたが、そもそも分析を行いたいと思ったきっかけは、筆者自身が損害保険産業の中に身を置き、企業の合併を経験したからであり、合併することが効果のある

ことなのか、また意味のあることなのか疑問に感じたからである。すなわち、システム統合、帳票改正、商品開発と費用をかけ、さらにそれらの不備によって生ずる改訂・開発で費用は拡大している。また、合併時のモラル・ハザード（企業文化の衝突、政治闘争から生じるインフルエンス・コスト、買収された企業の経営者や従業員に対する取得企業の約束違反など）²⁵⁾を発生させてまで行うべきなのかという疑問である。案の定、競争的になってはきているが、費用面で課題があるという結果が得られた。ただし、合併後最長の企業でも5年間のデータしかなく、この結果を断定できるものではない。今後さらに継続して研究を進め、合併の効果を明確にするとともに、合併時のモラル・ハザードについても明らかにしたい。また、損害保険会社は合併後、効率性を改善するために代理店の淘汰を行っているが、姉崎（2008）では、店舗数を一定として代理店数が増えると費用効率性は上がる、という結果を得ている²⁶⁾。この代理店の淘汰が、合併後、効率性が改善されていない原因の一つかもしれない。

昨年来、保険金の未払い・不払い問題が相次いで発覚している。これは保険料率自由化後、価格競争が起こると思われていたが、実際には価格競争ではなく高付加価値競争が起こったことが原因である。顧客サービスの向上をうたって各種諸費用²⁷⁾を付加した商品を販売したため、保険金支払時に諸費用を見落とすこととなった。この保険金未払い・不払い問題は、モラル・ハザード問題なのか、契約の不完備なのか、コンプライアンス問題なのか、と考えたが、単なる社員の能力不足なのかかもしれない。2008年度～2009年度はこの保険金未払い・不払い調査費及び支払いで多額の費用がかかると思われる。多大な費用をかけて高付加価値商品を開発し、それによって起こった問題に調査費を要し、さらに保険金未払い・不払いの混乱を避けるため、最近では「お客様にわかりやすいように」と商品の簡素化を図っている。これは損害保険会社の経営の甘さがよく現れている例である。

損害保険産業は「公共性」の名のもとに、護送船団方式で守られてきた経営体質が今なお色濃く残っている。この体質を払拭し、効率性を改善するには相当の企業努力が必要である。また、損害保険会社は「顧客第一主義」を掲げ、様々な経営戦略を練っているが、「顧客第一主義」を唱える経営陣の中で実際に顧客と対面し、商品を販売した方はおられるのであろうか？お客さまのため、と提案される事務手続き等²⁸⁾は、損害保険会社のためと考えられるものが多く、「顧客第一主義」は机上の空論にすぎない。顧客及び顧客に直接対面する代理店が求めていることを把握して経営戦略を構築しなければ、効率性を改善し収益を上げることはできないであろう。

規制緩和は進んでいるが、参入規制や商品規制はまだ残っており、損害保険産業は一つの保険市場のなかでシェア争いをしているだけである。規制の枠のなかでシェア争いをしているだけでは、損害保険産業の発展は見込めない。不必要な規制を緩和・撤廃し、必要な措置を講じて、将来的には保険代替市場を登場させ、従来の保険市場では対応できなかったニーズに答えていくべきである。そうすることで、損害保険市場は新たな成長可能性を持つ産業へと発展するであろう。

注

1. 姉崎正起子「損害保険の産業組織に関する実証的研究：競争度及び費用効率性の推定と規制及び合併の評価」富山大学大学院経済学研究科、修士論文、2008。
2. 高尾厚「損害企業の多様化行動についての計量分析—規模・多様化・積長比率と収益性との関係の解明—」『保険学雑誌』（日本保険学会）516号、1987a, pp.45—66。
3. 高尾厚「損保事業における“Economies of Scope”の計測：試論」『保険学雑誌』（日本保険学会）518号、1987b, pp.65—86。
4. 井口富夫「損害保険業における費用関数の推定と規制緩和へのインプリケーション」『損害保険研究』第55巻第1号、1993, pp.159—192。
5. 吉野直行・郭賢泰・沖田剛一「損害保険市場の特徴と規模の経済性に関する実証分析」『三田学会雑誌』（慶応義塾大学）87巻3号、1994, pp.26—48。

6. 米山高生・宮下洋『わが国損害保険産業組織のパネルデータによる計量分析—戦後保険システムの構造変化』科学研究費補助金、基盤研究(C)(2)、研究成果報告、2000.
7. R. F. Allen, "Cross-sectional Estimates of Cost Economies in Stock Property-Liability Companies", *Review of Economics and Statistics*, 56, 1974, pp. 100-103.
8. P. Praetz, "A Note on Economies of Scale in the United Kingdom Property-Liability Insurance Industry", *Journal of Risk and Insurance*, 52, 1976, pp. 315-320.
9. J. E. Jonson, G. B. Flanigan, and S. N. Weisbart, "Returns to Scale in the Property and Liability Insurance Industry", *Journal of Risk and Insurance*, 48, 1981, pp.18-45.
10. N. A. Doherty, "The Measurement of Output and Economies of Scale in Property-Liability Insurance", *Journal of Risk and Insurance*, 48, 1981, pp.390-402.
11. D. Cho, "Some Evidence of Scale Economies in Workers' Compensation Insurance", *Journal of Risk and Insurance*, 55, 1998, pp.324-330.
12. J. Barrese and J. M. Nelson, "Independent and Exclusive Agency Insurers: A Reexamination of the Cost Differential", *Journal of Risk and Insurance*, 59, 1992, pp.375-395.
13. P. L. Joskow, "Cartels, Competition and Regulation in the Property-Liability Insurance Industry", *Bell Journal of Economics and Management Science*, 4, 1973, pp. 375-427.
14. 保険引受費用の収入保険料に対する比率。
15. 柳瀬典由・石坂元一「わが国の損害保険産業における募集チャネルの費用効率性—パネルデータを用いた実証分析—」『損害保険研究』(損害保険研究所) 第67巻第1号, 2005, pp.99-128.
16. 久保英也「日本における保険料率自由化が損害保険産業の経営効率に与えた影響—確率的フロントティア生産関数による効率性の推定—」『損害保険研究』第68巻第4号, 2007, pp.29-51.
17. GMMについては次の2つの文献を参照。(1) Hansen, L. P., "Large Sample Properties of Generalized Method of Moment Estimation", *Econometrica*, 50, 1982, pp.1029-1054. (2) Hansen, L. P. and K. J. Singleton, "Generalized Instrumental Variables Estimation of Nonlinear Rational Expectations Models", *Econometrica*, 50, 1982, pp.1269-1286.
18. 岡本光正『生保・損保』日本経済新聞社, 2006, p.102.
19. 井口富夫『現代保険業の産業組織』NTT出版, 1996, pp.153-154.
20. 損害保険料率算定会『損害保険料率算定会五十年史』損害保険料率算定会, 1999, p.183.
21. 動産保険(月掛の小口火災保険)を主業としていた会社のうち、規模の大きかった3社のこと。日本動産火災保険(現東京海上日動火災保険), 東京動産火災保険(現あいおい損害保険), 日本簡易火災保険(現富士火災海上保険)。
22. 姉崎, 前掲, pp.66-77.
23. 合併前の数値は合併した企業の平均値である。
24. 姉崎, 前掲, pp.92-131.
25. P. Milgrom. and J. Roberts, *Economics, Organization and Management*, Prentice Hall, 1992. [奥野・伊藤・今井・西村・八木訳『組織の経済学』NTT出版, 1997, pp.639-640.]
26. 姉崎, 前掲, pp.137-138.
27. ここで言う費用とはコストのことではなく, たとえば自動車保険の全損時諸費用, 修理時諸費用等, 特約を示す。
28. たとえば, 継続契約の2ヶ月前更改や口座振替。